

河南町自主防災組織等避難訓練補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地震等の災害を想定した避難訓練の実施が住民相互の連携力の強化及び地域コミュニティの防災意識の向上に資することから、避難訓練を実施する自主防災組織等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、河南町補助金交付規則（平成14年河南町規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる自主防災組織等とは、自主防災組織又は自主防災組織に所属する地区（以下「組織」という。）で、地域の防災活動を積極的に推進する組織をいう。

2 補助の対象となる避難訓練とは、組織に属する全世帯を対象として行う、発災時の避難初期行動で、指定避難場所等への徒歩による移動訓練をいう。

(補助対象事業及び補助金の額等)

第3条 補助対象事業としての取組み内容及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助金額は、補助対象事業に要した補助対象経費の総額とし、1地区あたり2万円を限度とする。ただし、補助対象経費の総額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

3 自主防災組織が訓練を行う場合は、当該自主防災組織に属する地区のうち、当該訓練に参加する地区の補助対象経費の合計額とし、合計額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。補助金額の上限は、当該訓練に参加する地区数に2万円を乗じて得た額とする。

4 補助金の交付は、避難訓練を主催する組織にかかわらず1地区につき年1回とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする組織は、河南町自主防災組織等避難訓練補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容について審査し、交付を決定した場合は、河南町自主防災組織等避難訓練補助金交付決定通知書（様式第3号）により組織に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の通知を受けた組織は、事業を完了したときは、速やかに河南町自主防災組織等避難訓練補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 訓練当日の写真
- (2) 支出証拠書類（領収書等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 補助金の額の確定は、河南町自主防災組織等避難訓練補助金確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付請求は、河南町自主防災組織等避難訓練補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

取組内容	補助対象経費
<p>発災時の初期行動の確認、避難経路の確認、連絡体制の確認等を行うために、徒歩による避難場所等への避難行動を実施する訓練</p> <p>例) クリーンキャンペーン等と同時に実施する避難訓練</p> <p>例) 避難行動要支援者名簿の要支援者等への避難情報等の伝達</p>	<ul style="list-style-type: none">・飲料水（お茶等）・コピー紙、封筒・プリンタートナー・その他訓練実施に直接必要とする経費